

平成16年3月5日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会  
事務局

化粧品の成分表示名称リスト（No. 14）の送付と  
表示別名称の削除について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、化粧品の成分表示名称リスト（No. 14）を作成致しましたのでお送り申し上げます。

また、「化粧品の成分表示名称リスト」における「表示別名称」の削除の件につきまして、下記をご覧くださいるようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 既に平成12年6月21日付12粧工連名称第2号においてご連絡致しておりますように、平成16年4月30日をもって「化粧品の成分表示名称リスト」から「表示別名称」を削除致します。
2. 本来であれば、「表示別名称」を削除致しました「化粧品の成分表示名称リスト」を改めて配布するところですが、日本化粧品工業連合会のホームページにおきまして平成16年4月30日をもって「表示別名称」を削除する対応をとらせていただくこととし、配布につきましては省略させていただきます。ご了承くださいるようよろしくお願い申し上げます。
3. なお、上記平成12年6月21日付12粧工連名称第2号において、「表示別名称」が「表示名称」に切り替えられる成分があれば、改めてご案内する旨が記載されておりますが、これに該当する成分として、83の法定色素（「医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令の一部を改正する省令（平成15年7月29日厚生労働省令第126号）」に掲げられている色素）については下記の例示のように変更致しましたことを、既に平成13年3月30日付13粧工連名称第1号及び「化粧品の成分表示名称リスト（No. 1

及びNo. 2改訂版) 」でご案内しております。

したがって、現時点では「表示別名称」となっております「赤色2号」等も平成16年4月30日をもって「化粧品の成分表示名称リスト」から削除致します。

〔例示1〕

「化粧品の成分表示名称リスト」の番号	表示名称	表示別名称
No. 1	赤色2号	赤2
No. 1及びNo. 2改訂版	赤2	赤色2号

〔例示2〕

「化粧品の成分表示名称リスト」の番号	表示名称	表示別名称
No. 1	黄色403号の(1)	黄403(1)
No. 1及びNo. 2改訂版	黄403(1)	黄色403号の(1)

4. 「表示別名称」は削除させていただきますが、平成16年5月1日以降、今回削除した「表示別名称」が使用できなくなるということではありません。

ただし、使用する場合には、日本化粧品工業連合会の「化粧品の成分表示名称リスト」に記載されていない表示名称を使用することになるため、消費者等からの問い合わせに対応できる体制をとる必要があるものと考えます。

以上